

令和7年4月10日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官

令和6年(ネ)第232号 損害賠償請求控訴事件

(原審:広島地方裁判所三次支部令和6年(ワ)第16号)

口頭弁論終結日 令和7年2月13日

判 決

広島県庄原市三日市町309

控 訴 人 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 控 訴 人 国

同 代 表 者 法 務 大 臣 鈴 木 馨 祐

同 指 定 代 理 人 高 野 剛

同 山 本 勝 宏

同 千 同 舞

同 齊 藤 慎 也

同 石 井 秀

同 益 原 珠 代

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する令和5年3月28日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人を上告人、国を被上告人とする2件の民事訴訟において、最

高裁判所がそれぞれ控訴人の上告を棄却する決定をしたところ（最高裁判所令和5年（オ）第188号、平成21年（オ）第99号）、控訴人が、上記各決定には理由が付されておらず、無価値の決定書をつかませた被控訴人の詐欺行為に等しいと主張し、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の一部として10万円及びこれに対する違法行為の後である令和5年3月24日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が、控訴人の請求を棄却したことから、控訴人は、これを不服として控訴した（なお、控訴人は、控訴状中の控訴の趣旨において、附帯請求（遅延損害金）の始期を令和5年3月28日と記載しているところ、これは控訴における不服の範囲を限定する趣旨と解される。）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の第2の1、2に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様、控訴人の請求には理由がないものと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の第3の1、2に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 なお、控訴人は、原審裁判官が開廷後わずか数分で結審した点が弁論主義に反する旨主張するが、訴訟進行に関する裁判官の訴訟指揮の問題と判決の基礎をなす事実の確定に必要な資料の収集を当事者の権能かつ責任とする弁論主義（対立概念は職権探知主義）とを混同するものであるか又は控訴人独自の見解に基づく主張であり（裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をするのであって（民事訴訟法243条1項）、審理時間の長短と判断内容の当否とは全く関係がない。）、採用することができない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長裁判官 河 田 泰 常

裁判官 中 村 仁 子

裁判官 伊 藤 拓 也

これは正本である。

令和7年4月10日

広島高等裁判所第4部

裁判所書記官 立花英治

